

私から、御質問の「災害時に配慮が必要な市民への対応」の基本的な考え方についてお答えし、各項目につきましては、担当部長が答弁いたしますので、よろしく願いいたします。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、高齢者や障がい者など、災害時に自力で迅速な避難行動をとることができない人々が多く犠牲となりました。

また、本年6月18日に発生した大阪府北部地震や平成30年7月豪雨におきましても、災害時に自ら避難することができない人々への支援についての課題が浮き彫りとなり、行政として早急に対策を講じる必要があります。

国は、東日本大震災を受け、平成25年に災害対策基本法を改正し、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがあるときに、自ら避難することが困難で、特に支援を要する人の名簿の作成を市町村長に義務付けましたが、本市では、災害対策基本法が改正される以前から、独自に災害時要援護者登録台帳を作成し災害時等に支援を希望する方の把握を行うとともに、平常時から民生委員や自主防災組織といった関係者と情報を共有し、いざというときに備える取組を実施しております。

また、災害が発生した時に、ひとりでも多くの避難行動要支援者の生命身体を保護することができるよう、名簿の対象者の拡大などを盛り込んだ「大府市避難行動要支援者名簿に関する条例」の制定に向けて、現在、パブリックコメントを実施しているところでございます。